

資格制度運用・検討分科会（第二分科会） からの報告

1. 3年間の成果の取りまとめ
2. 家庭エコ診断制度における診断実施範囲の整理(案)
3. うちエコ診断手法(案)
4. うちエコ診断士、うちエコ相談員資格試験制度(案)
5. うちエコ診断ソフトの管理と改良方針(案)
6. 実施支援システムによる診断データの管理方針(案)
7. 事業リスクに対する対応方針(案)
8. うちエコ診断データの活用方策(案)
9. 独自診断の認定要件(案)

1. 3年間の成果の取りまとめ

○ 平成23年度から平成25年度までの家庭エコ診断推進基盤整備事業における、診断手法、診断ソフトおよび資格試験制度における検討の実施結果を以下に整理する。

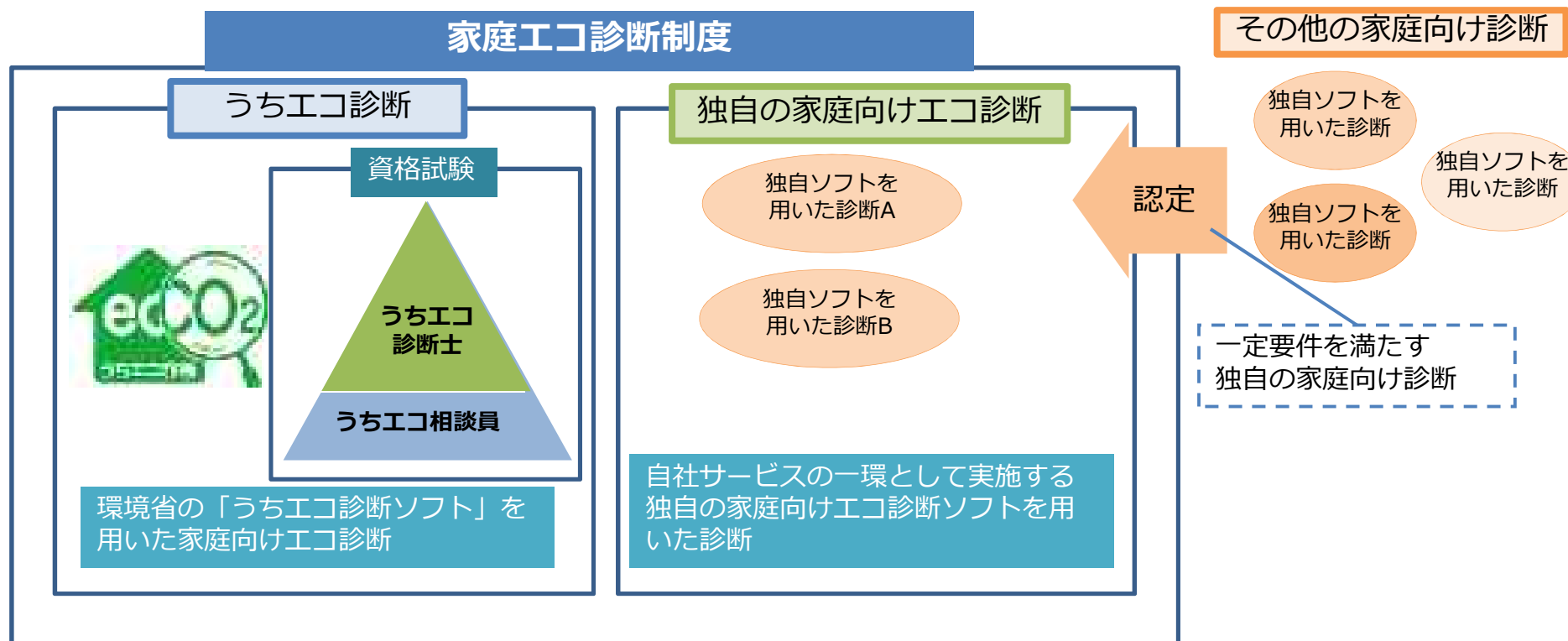
項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	診断の検証と民間試行	実施スキームの検証	基盤整備
診断手法の検討	・気候区分ごとに診断を試行し、診断手法の課題抽出と対応案を取りまとめた。	・診断手続きの効率化のため、WEBでの運用を開始した。 ・短縮版のうちエコ診断の試行実施を行った。	・実施支援システムを整理し、診断実施に係るデータの管理をWEB上で実施するスキームとして整理した。 ・短縮版うちエコ診断の試行を実施し、運用要件案を整理した。
うちエコ診断ソフトの検討	・気候区分ごとに診断を試行し、排出原単位や最新技術の導入を課題として取りまとめた。	・分科会の下にうちエコ診断ソフト検証WGを設置し、うちエコ診断ロジックの検証および原単位の見直しを行った。	・平成26年度からの制度運用を想定して、ソフトの管理方針を整理した。
資格試験制度の検討	診断員の養成方針や診断員として必要な能力について取りまとめを行った。	・第1回目の試行試験を実施し、うちエコ診断士の資格試験として一次試験・二次試験の枠組みと試験の実施方法を取りまとめた。	・第2回目の試行試験を規模を拡大して実施し、資格試験制度としての運用方法を取りまとめた。
独自の家庭向け診断の認定方法の検討	独自の家庭向け診断を家庭エコ診断制度の傘の中に位置づけることの整理を行った。	・独自の家庭向け診断で使用されているソフトのうちエコ診断ソフトを比較し、独自の家庭向け診断のソフト認定要件を整理した。	・独自の家庭向け診断を実施している事業者とソフトの他運用方法についてヒアリング等を行い、認定要件を整理した。

2. 家庭エコ診断制度における 診断実施範囲の整理(案)

2-1. 家庭エコ診断制度の全体像

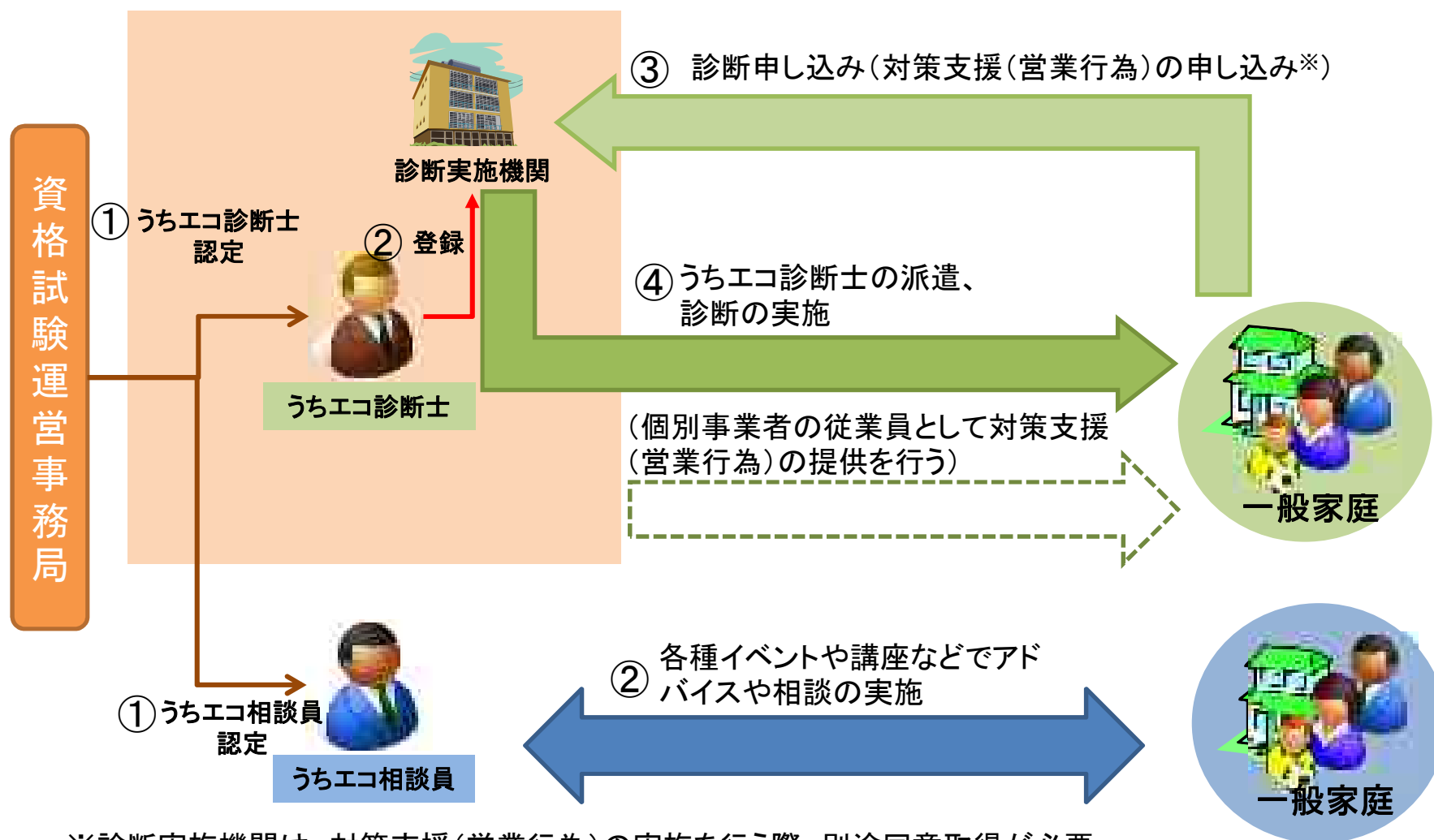
- 家庭からの温室効果ガス排出量の削減・抑制を目的に、各家庭に応じた具体的かつ効果的なアドバイスを実施し低炭素なライフスタイルを構築するために、家庭からのあらゆる要望に応える総合サービスとして家庭エコ診断制度として整備する。
- 家庭エコ診断制度とは、環境省において診断手法を構築した「うちエコ診断」のほか、診断手法や診断の運用管理等の要件を満たした独自の家庭向けエコ診断を包含したものをいう。

環境省 ガイドライン



2-2. 平成26年度以降のうちエコ相談員・うちエコ診断士活動イメージ【第2回検討会資料より】

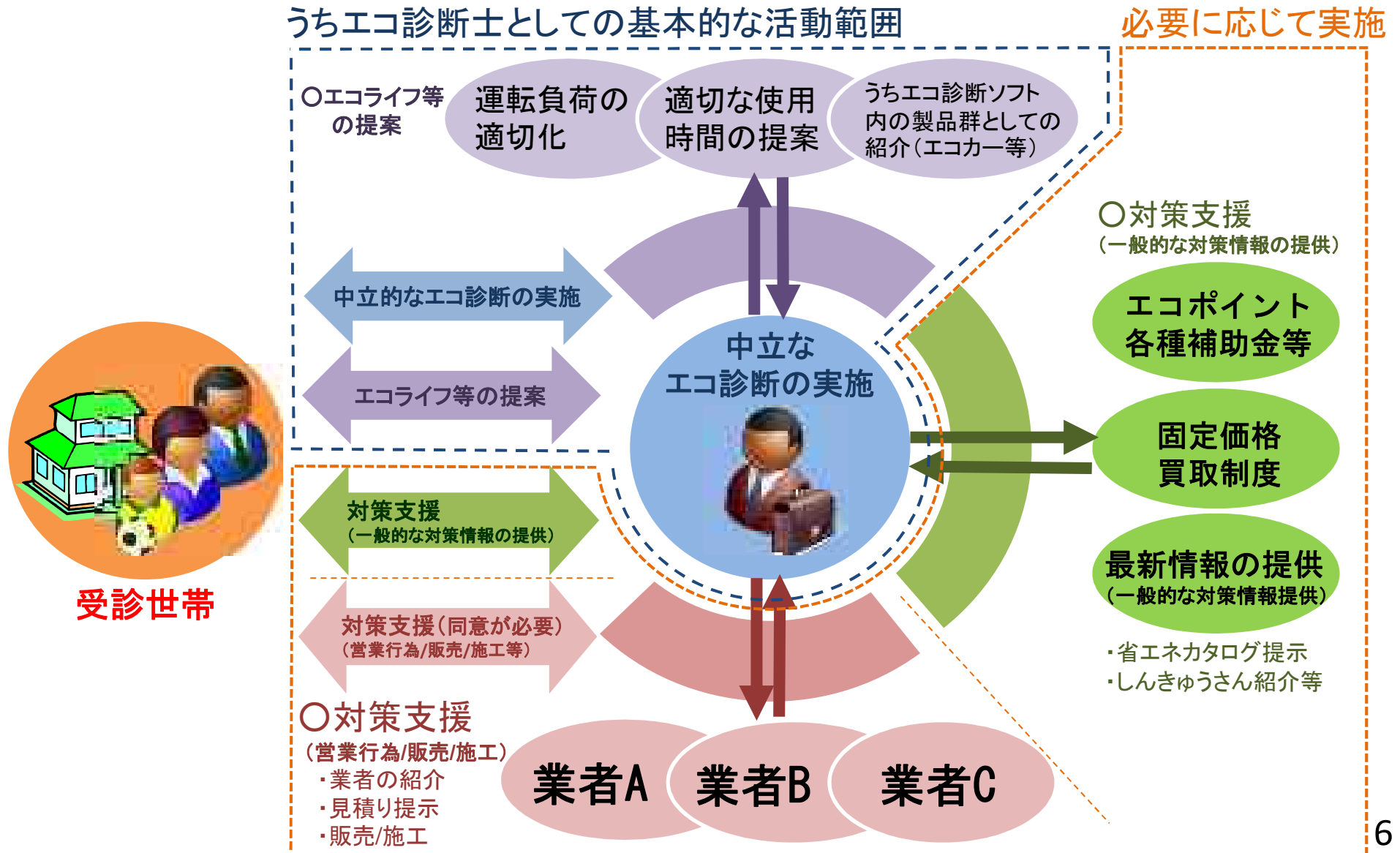
- うちエコ診断士として認定された後、診断実施機関に登録し、環境省の提供するソフトを用いて、診断実施機関の管理のもとで一般家庭に対して診断を行う。
- 一方、うちエコ相談員は、各種イベントや講座などでアドバイスを行う(ソフトを用いた診断は実施できない)。



※診断実施機関は、対策支援(営業行為)の実施を行う際、別途同意取得が必要。

2-3. うちエコ診断士のサービスのイメージ

○ うちエコ診断士は受診世帯に対して、中立なエコ診断を実施することを基本とし、必要に応じて制度外のサービスとして自治体等の各種事業や業者(自社含む)との連携を行いコンサルジュ的なサービスを実施する。

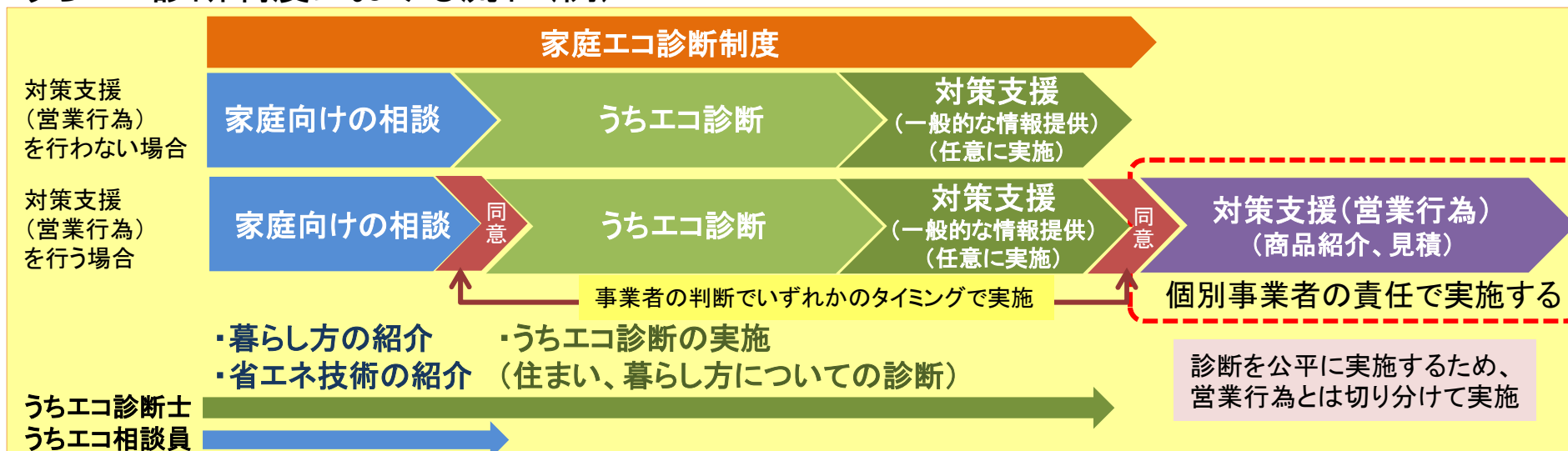


2-4. 家庭エコ診断制度における対策支援の位置づけの変更



- これまでの対策支援の定義では、一般的な情報提供(具体的な機器の買い換え提案や住まい方、しんきゅうさん等)と営業行為(個別の商品紹介や見積り)の切り分けが不明確であったことから、今回これらを切り分けた。
- うちエコ診断を実施する場合には、**対策支援(営業行為)を家庭エコ診断制度の外に位置付け、個別事業者の責任において対策支援以降のサービス提供を行う。**
- うちエコ診断を実施した後に対策支援(営業行為)を実施する場合には、消費者問題の観点から、**受診者からの営業行為に関する同意取得を必須**とする。(取得方法に関しては後述)

うちエコ診断制度における流れ(例)



「対策支援(一般的な情報提供)」とは・・・

うちエコ診断では、給湯器等の一般的な機器の買換え対策の提案については、カタログ価格等から算出される平均的な価格・CO₂削減量などを提示している。対策支援(一般的な情報提供)とは、うちエコ診断の情報に加えて、しんきゅうさん(環境省)や省エネ性能カタログ(資源エネルギー庁)等による複数の機器の情報提供などを指す。

「対策支援(営業行為)」とは・・・

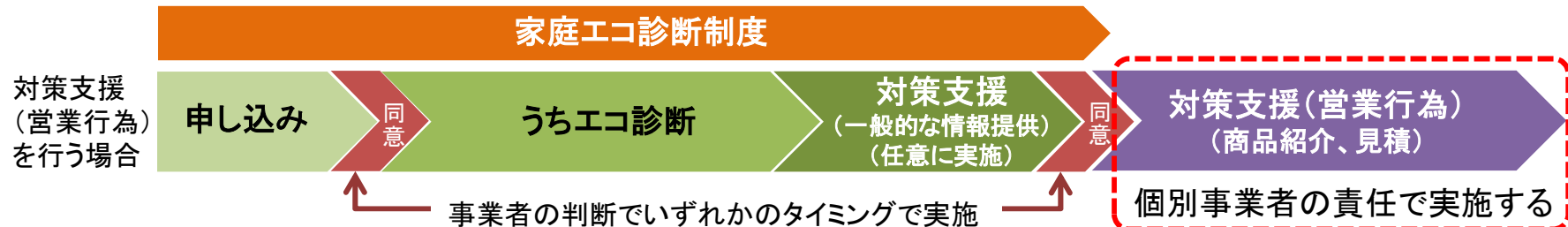
現状の「対策支援(営業行為)」では、自社製品等の個別機器の買換えのための商品紹介や見積もりを提示するなどの、いわゆる営業行為を行うこと。

今回、事前同意取得について検討するにあたり、一般的な対策支援と営業行為を切り離して整理した。

2-5. うちエコ診断と対策支援(営業行為)を同時に実施する場合の同意の取得方法

- 対策支援(営業行為)を実施する場合の対応方針は以下のようにする。
 - ✓ 対策支援(営業行為)は家庭エコ診断制度の制度外で実施することとし、その場合の同意の取得(及びその方法)については、家庭エコ診断制度の中において規定する。
 - ✓ 対策支援(営業行為)を実施する場合には、受診者の口頭同意は不可とし、以下に示すようなエビデンスが残る形式で取得する。
 - ✓ **同意取得のタイミング**については、申し込み時または対策支援(営業行為)前とし、事業者の判断によるものとする。
 - ✓ **同意取得の方法**は、書面では「事前同意チェック欄へのチェック+記名(診断申込時の記名で可)」、Webでは「事前同意へのチェック欄へのチェック+氏名入力」形式とする。
- なお、同意書の内容として、不要な警戒感を抱かせない表現方法を心がける。

<同意取得のタイミングの考え方>



<媒体の違いによる同意取得の方法>

媒体	申し込み時に取得する場合	対策支援(営業行為)前に取得する場合
書面による申し込みの場合	申込書のチェック欄にチェック+記名(署名)	同意書のチェック欄にチェック+記名(署名)
Web申し込みの場合	Web申し込み画面のチェック欄にチェック+記名(署名)	同意書のチェック欄にチェック+記名(署名)

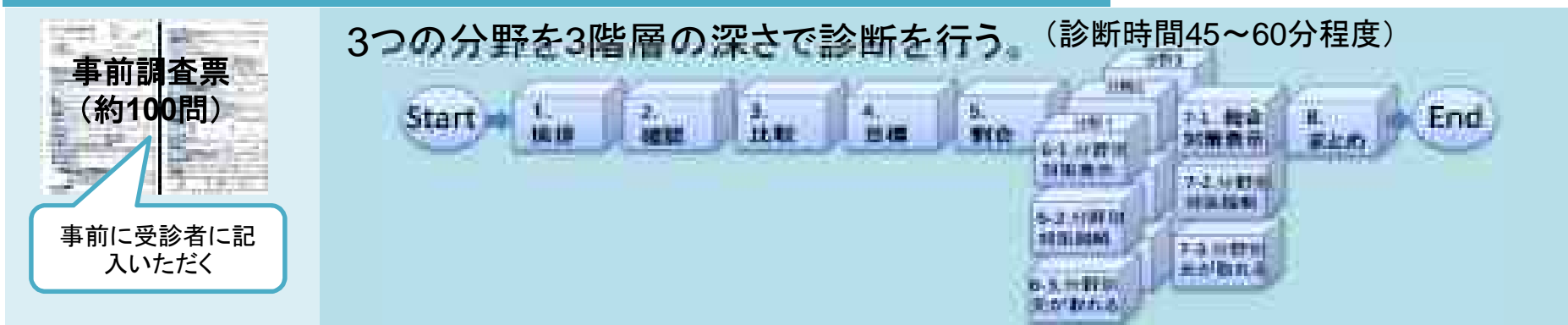
※診断と対策支援(営業行為)を別の日に実施する場合においても、対策支援を予約するための書類等にチェック欄等を設け、対策支援(営業行為)前に取得する場合と同様の同意取得を行う。

3. うちエコ診断手法(案)

3-1. うちエコ診断の診断手法の整理

- うちエコ診断として、受診者のニーズに合わせて分野の数を調整し(1分野~3分野)により診断を行う。
- 受診者に対してはそれぞれの診断の特性を周知する。

これまでのうちエコ診断の流れ



今回追加された短縮版うちエコ診断の流れ



※ 通常のうちエコ診断および短縮版うちエコ診断の名称については別途検討を行う。

3-2. うちエコ診断の診断手法の運用方針



○ 平成25年度に試行的に実施した短縮版診断の検証結果より、運用方針を示す。

短縮版診断の検証結果とりまとめ

- ・受診者からの印象は、通常診断と比較して大差はなかったが、診断時間が短いという意見もあった。
- ・通常診断と比較して、対策実施率にあまり差はなかった。
- ・診断員のスキルとして、短時間で受診者のニーズを把握し、適確にアドバイスする能力が求められる。



① うちエコ診断の範囲

今回追加された短縮版診断も含め、1分野から3分野まで、受診者のニーズや機会に応じた診断全体を「うちエコ診断」とする。

② 1分野のみ診断する場合に推奨される場面

短縮版診断は、通常診断と比較すると診断を行う分野の数や診断時間が異なるため、主に以下の場面での実施を推奨する。

- (a) 当日受付で申込み書を記入してもらい、受診してもらう時(会場、店舗、営業訪問時等)
- (b) 企業等の従業員が団体で受診する時

③ うちエコ診断士に求められる要件

- ・1分野のみ診断する場合は、時間が短い中で受診者のニーズを把握し、適確にアドバイスする能力が求められることから、診断の経験がある診断士に対して推奨する。
- ・資格試験の試験範囲としては3分野の診断を行う場合を範囲として扱う。
- ・診断実施機関が開催する登録時研修(後述)の際に、短縮版診断の紹介を行う。

④ 運用にあたっての留意事項

- ・うちエコ診断ポータルサイトや診断士資格試験、各種広報の場面で分野数による診断の違いを周知する。
- ・診断の申込み時においても、受診者に分野数を選択できることを情報提供する。

4. うちエコ診断士、うちエコ相談員 資格試験制度(案)

4-1. 資格試験制度におけるレベルの設定



- 資格試験制度のレベルとして、「うちエコ診断士」と「うちエコ相談員」の二つの資格レベルを設定する。
- 今後、うちエコ診断士資格内で、診断実績に応じたレベル認定を行うことを検討する。

家庭エコ診断制度における資格

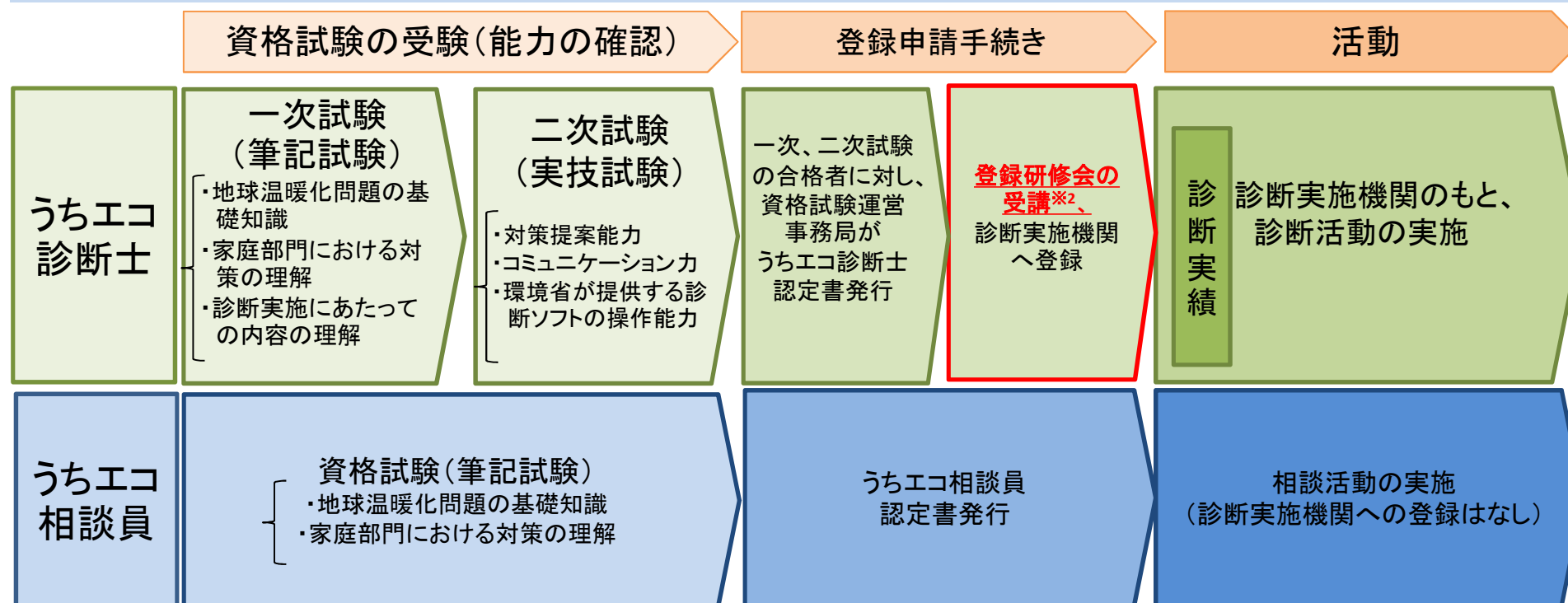
	資格名称	活動範囲	資格イメージ
うちエコ診断士	うちエコ診断士	・中立的なうちエコ診断を実施し、ライフスタイルの変更や買換え、省エネ・創エネ技術等の提案を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・うちエコ診断士資格試験の一次試験(筆記)と二次試験(実技)に合格し、診断実施機関主催の登録時研修会に参加の後、登録された者。 ・平成28年度以降に実施予定のうちエコ診断士の更新研修時に診断実績に応じた診断士レベルの認定を行う。※
うちエコ相談員	うちエコ相談員	・低炭素化に向けた様々な省エネ技術や暮らし方の相談を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・一次試験(筆記)に合格した者。

※ うちエコ診断士のレベル設定に関する基準は将来的な検討事項であるが、診断実績に応じてうちエコ診断士の資格名の後に☆を追加していく等が考えられる。

例:うちエコ診断士☆、うちエコ診断士☆☆、うちエコ診断士☆☆☆(診断実績が多いほど☆が追加される)

4-2. うちエコ診断士、うちエコ相談員の資格試験制度

- 家庭エコ診断制度ガイドラインに基づき、うちエコ診断士、うちエコ相談員の資格試験を実施する。
- うちエコ診断士、うちエコ相談員の資格認定は、試験合格後に認定書の発行により行う。
- うちエコ診断士が活動するには、診断実施機関に登録することが必要。(診断の管理業務は、診断実施機関が行うため)
- 診断実施機関への登録は、診断実施機関で開催する登録研修会に参加した後に所定の登録申請手続きを行う。
- なお、資格試験合格者に関しては、資格試験運営事務局がうちエコ診断士・うちエコ相談員の認定書を発行する。

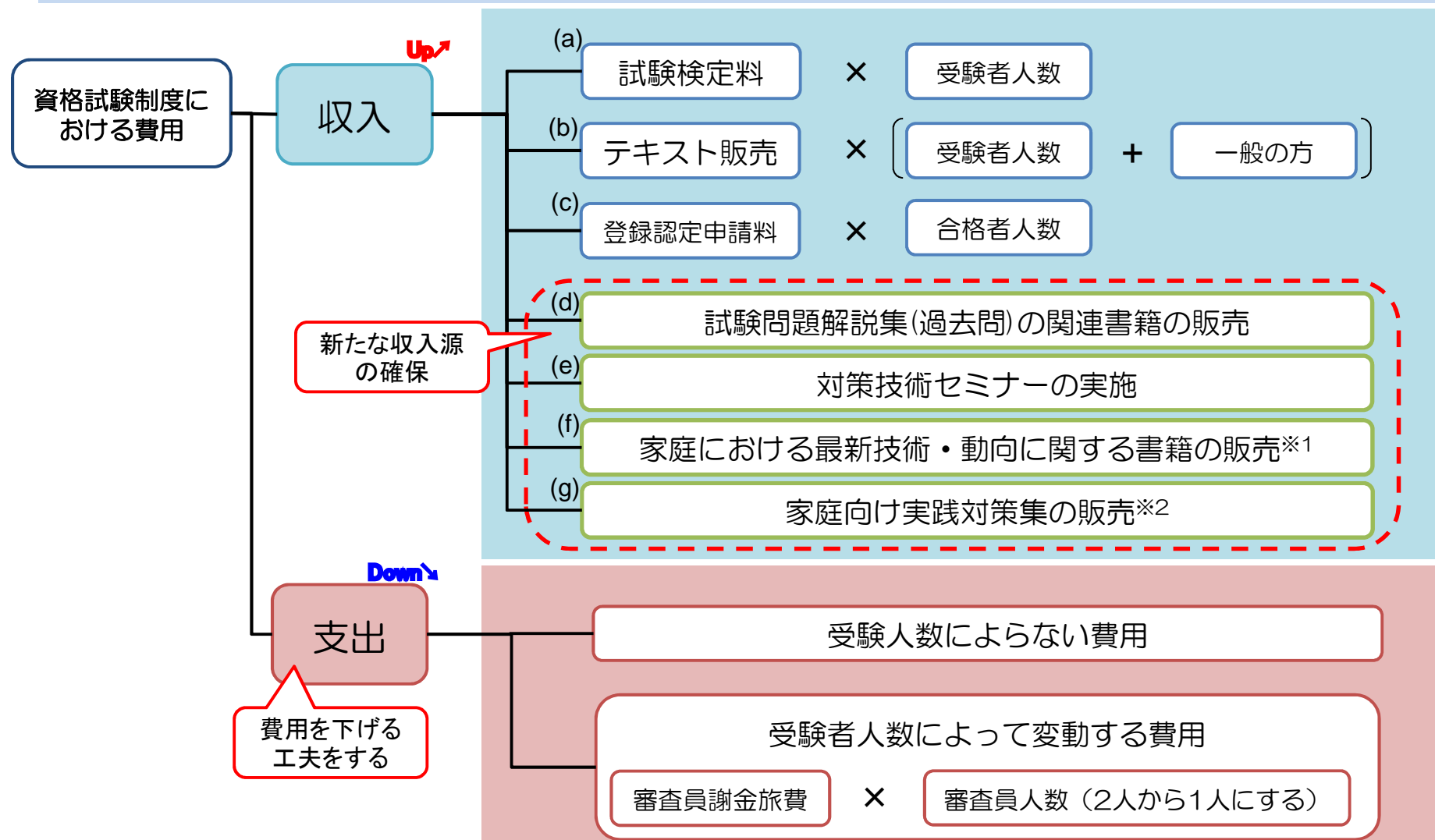


※1: 合格者全員に発行する。

※2: 登録研修会は、診断実施機関への登録手続きの一環として行う。また、診断実施機関への登録申請の手続きには、うちエコ診断士認定書のコピーの提出を求める。

4-3. 資格試験制度における収支と検定料①

- 資格試験制度の運営は、資格制度運営事務局における自立的な運営とする。
- 試験検定料の設定や試験実施以外の収入源の確保の方策は、資格制度運営事務局にて検討を行う。



※1 うちエコ診断士や専門家向けの書籍をイメージ。

※2 一般家庭向けの書籍をイメージ。

4-3. 資格試験制度における収支と検定料②

○平成25年度試行試験結果を元に、うちエコ診断士試験を2,000人受験した場合に検定料のパターンごとに想定される収支の概要を示す。

		受験者2,000人の場合
支出	<u><受験者人数によらない費用></u> ・採点処理費用、試験問題作成費用、試験広報資料等	約941万円
	<u><受験者人数によって変動する費用></u> ・検定試験会場費、受験票発送費、試験実施人件費等	約1,453万円
		受験者2,000人の場合
収入	<u>検定料を一次、二次試験合計で10,000円として想定した場合</u> ・検定料、テキスト販売、登録申請費用	収入合計 約2,210万円 収支差額 ー約186万円
	<u>検定料を一次、二次試験合計で13,000円として想定した場合</u> ・検定料、テキスト販売、登録申請費用	収入合計 約2,660万円 収支差額 約264万円
	<u>検定料を一次、二次試験合計で15,000円として想定した場合</u> ・検定料、テキスト販売、登録申請費用	収入合計 約3,120万円 収支差額 約722万円

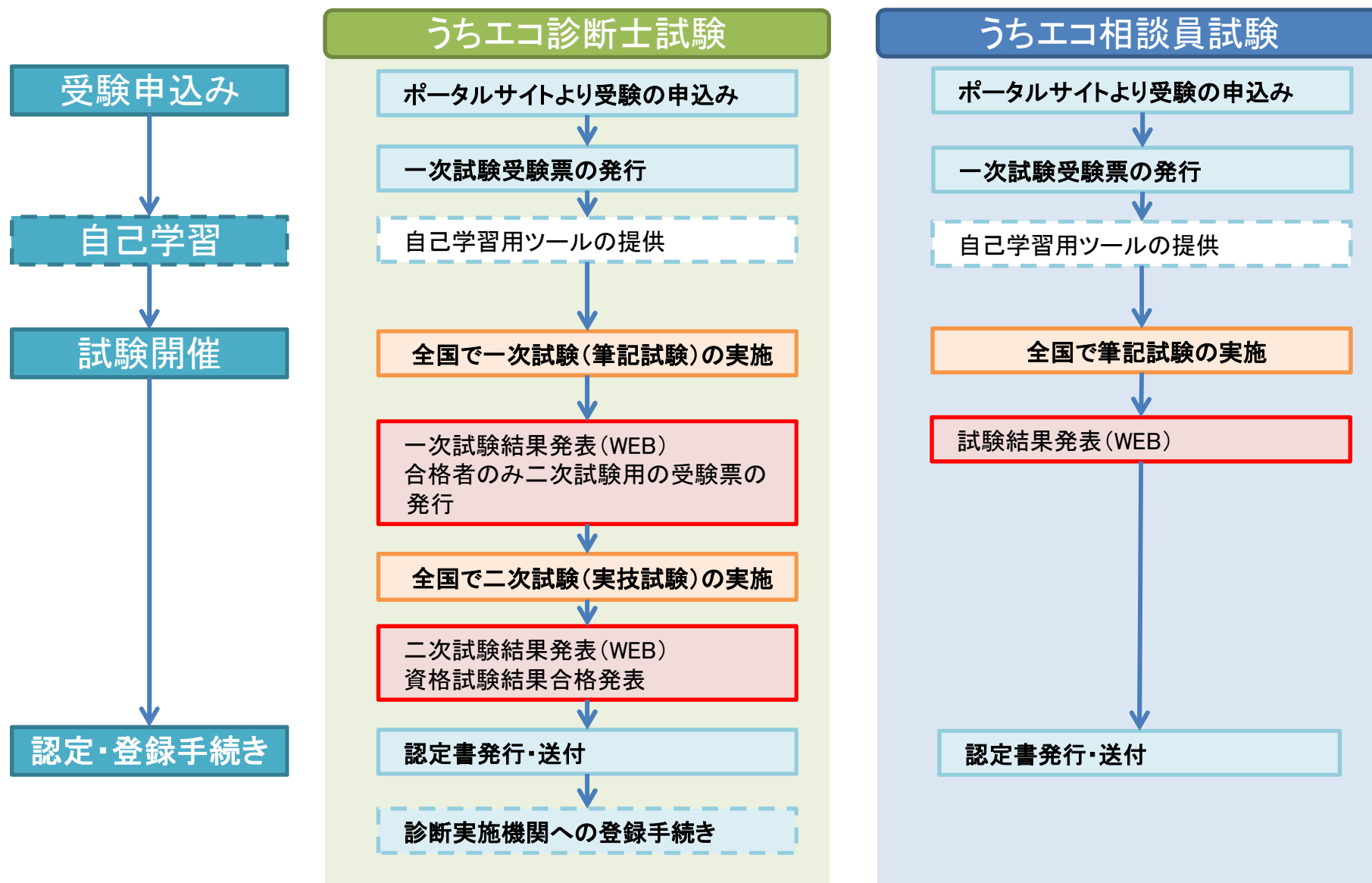
※1 環境省による試算。

※2 収入には資格試験以外で想定される収入は見込んでいない。

※3 収入で設定した金額は受験形態によらない平均のものであり、一次試験のみの受験の場合など、細かく設定する必要がある。 17

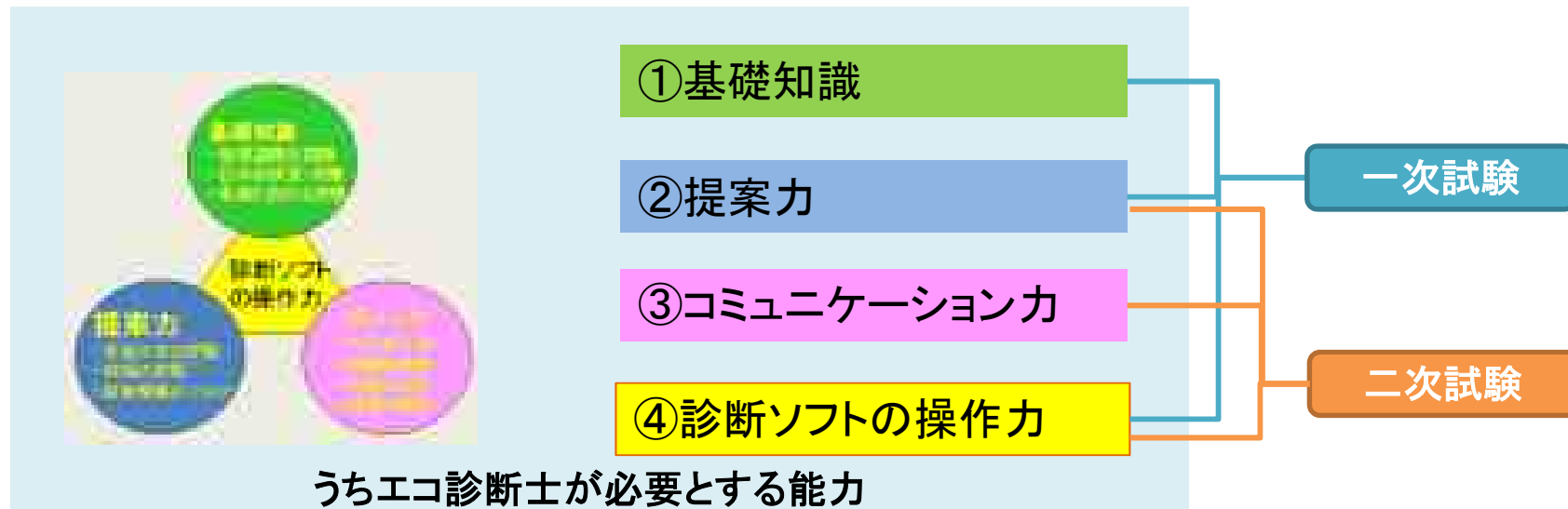
4-4. うちエコ診断士、うちエコ相談員の資格試験の流れ

- 家庭エコ診断制度ガイドラインに基づき、うちエコ診断士、うちエコ相談員を認定するための資格試験を実施する。



4-5. うちエコ診断士、うちエコ相談員の資格試験範囲

- うちエコ診断士は、一次試験と二次試験からなる試験を実施する。
- うちエコ相談員は、うちエコ診断士資格試験のうち、一次試験に該当する部分を試験範囲とする。



一次試験

○試験内容

マークシートによる筆記試験により「①基礎知識」「②提案力」「④診断ソフトの操作力」を確認。

科目1: 地球温暖化問題と家庭における対策の基礎

科目2: 家庭におけるCO2排出分野における対策の理解

科目3: 家庭エコ診断と事業リスクへの対策

二次試験

○試験内容

・うちエコ診断の3分野(冷暖房分野、給湯節水分野、自家用車分野)のうち、1分野別詳細診断の実技試験により、「②提案力」「③コミュニケーション力」「④診断ソフトの操作力」を審査員1名または2名による20項目による審査により確認。

4-6. 一次試験の出題範囲

- 一次試験では、基礎知識、提案力、診断ソフトの操作力についての範囲を扱う。
- 試験問題は、有識者等により作成および取りまとめを行う。

一次試験問題項目		
科目	分野	項目
科目1	(1) 地球温暖化問題	①地球温暖化のメカニズム ②国際的な動向
	(2) 日本の現状と動向	①日本における温室効果ガスの排出状況の推移 ②日本における部門別排出状況の推移
	(3) 家庭部門における対策の理解（基本）	①家庭分野の排出状況について ②家庭部門におけるCO2排出量に影響を与えている要因 ③家庭部門における温室効果ガス削減対策
科目2	(4) 家庭部門における対策の理解（応用）	①冷暖房分野における対策の理解
		②給湯・節水分野における対策の理解
		③家電分野における対策の理解
		④自動車分野における対策の理解
		⑤創エネルギー分野における対策の理解
科目3	(5) 家庭エコ診断制度について	①家庭エコ診断制度の背景と意義
		②家庭エコ診断制度の目的・特徴
		③診断士に求められるスキル
	(6) うちエコ診断について（応用）	①うちエコ診断の流れ、ストーリー
		②うちエコ診断ソフトの特徴、機能
		③うちエコ診断ソフト画面における図やグラフの説明
		④うちエコ診断ソフトの各画面での操作方法
(7) 個人情報・消費者問題・倫理規定	①個人情報保護について	
	②消費者問題	
	③診断時のマナー、倫理規定	

4-7. 二次試験の実施の流れ



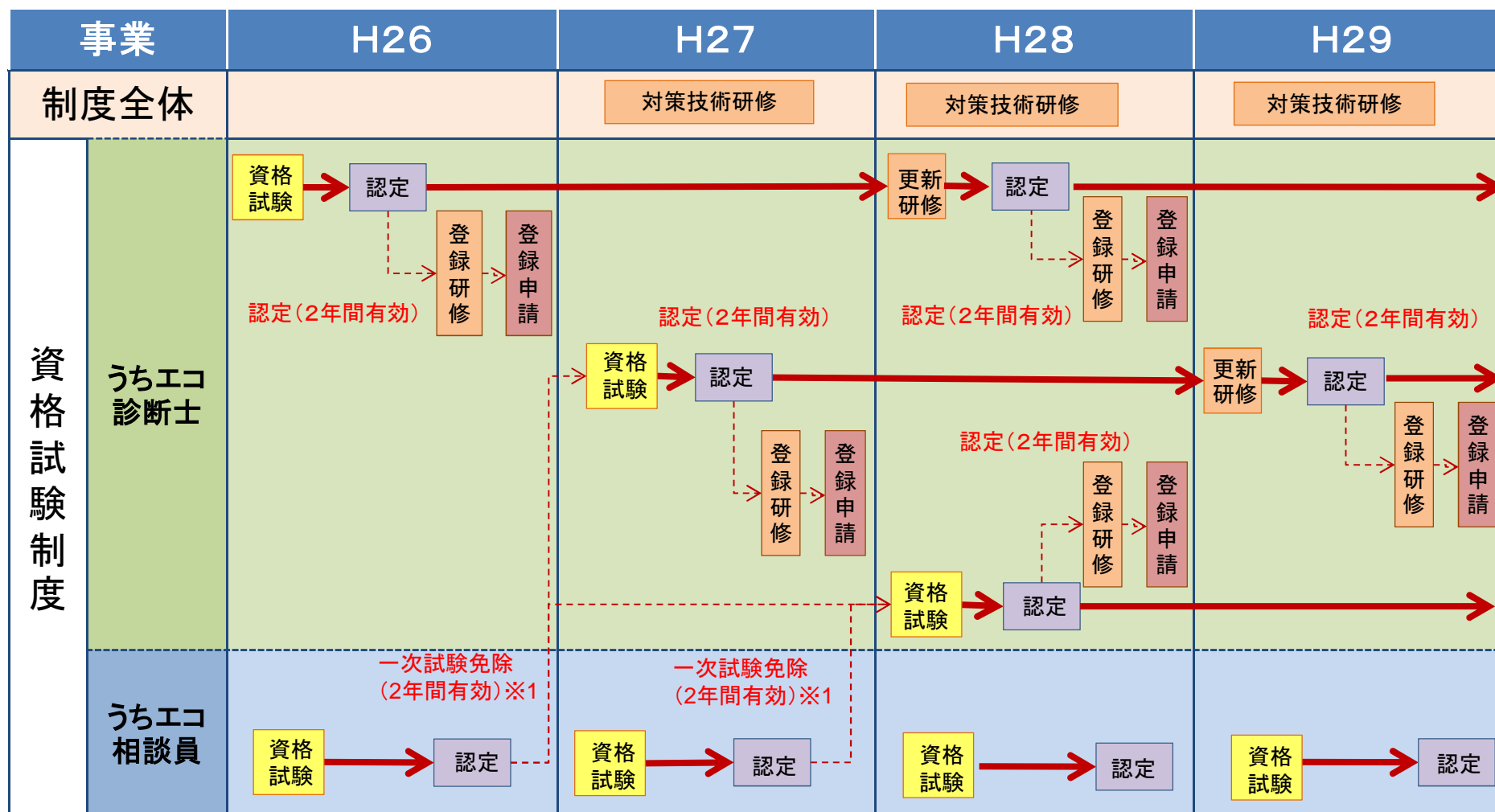
- 二次試験では、実技試験により、提案力、コミュニケーション力、診断ソフトの操作力の確認を行う。
- 受験者1人に対して15分間の試験を行い、審査員1名または2名により評価シートに応じて審査を行う。

二次試験の流れ

待機中(5分)	二次試験(実技試験)(15分)			
データ確認	入室	診断シミュレーション	診断(実技試験)	試験終了、退室
5分間	1分間	3分間	10分間	1分間
<p>二次試験で診断した たぐ受験者の情報を お話しします。 ご確認ください。</p>	<p>受験者(1人)が審査員 の方から入室する。</p>	<p>審査員は、受験者 に対して試験で診断 してもらう分野を伝 え、診断データの確 認をもらう。</p>	<p>それでは、受験者様の方を 相手に、うちで診断ソフト を使用して○○分野の診断 を10分間で実施してください。</p>	<p>はい、時間となりましたので診 断は到此までとしてください。</p>
<p>二次試験で診断を 行う受診者のデータ (事前調査票、平均 比較内訳グラフ)の 確認を行う。</p>	<p>試験開始時刻となっ たら、審査員が受験 者を教室内に入室 させる。</p>	<p>審査員は、受験者 に対して試験で診断 してもらう分野を伝 え、診断データの確 認をもらう。</p>	<p>受験者は、受診者 役を相手に指定され た分野の診断を実 施し、それを審査員 2名により評価を行 う。</p>	<p>10分間経過後、試 験終了とする。</p>

4-8. スキルアップと資格の更新方法

- 対策技術研修会を毎年開催し、うちエコ診断士、うちエコ相談員のスキルアップの機会を提供する。
- うちエコ診断士として認定後、2年間有効とする。
- 認定の更新時には**更新研修を実施し、対策技術の習得に加えて、個人情報保護規定、倫理規定等を徹底する。**



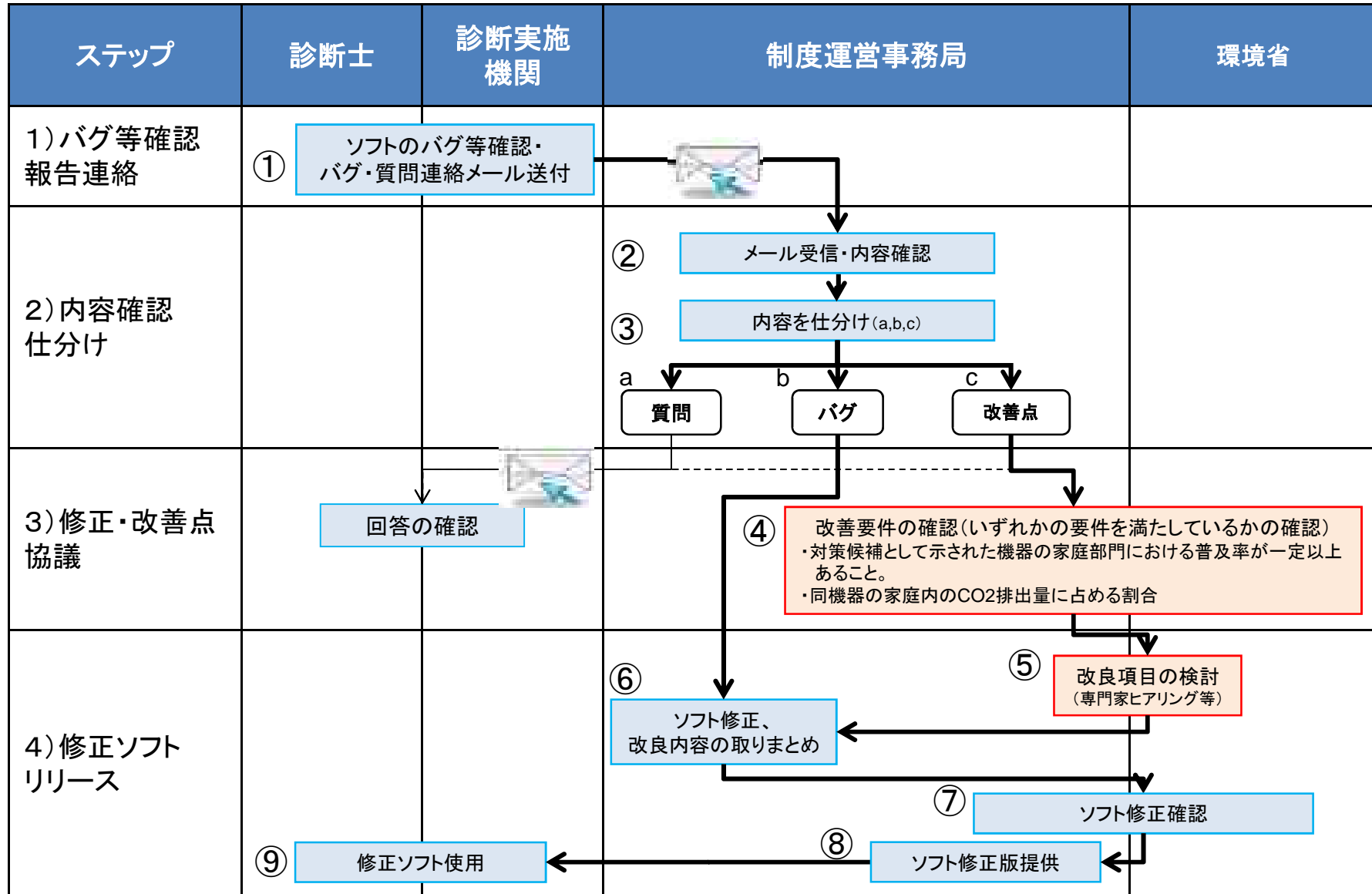
※1 うちエコ相談員資格保持者が、うちエコ診断士資格試験の一次試験の免除対象となるのは2年間とする。

※2 平成25年度家庭エコ診断推進基盤整備事業のうちエコ診断員は、一定数の診断実績を実施した診断員に限り、平成26年度に開催する更新研修を受講することによりうちエコ診断士として認定を行う。

5. うちエコ診断ソフトの管理と改良方針 (案)

5. うちエコ診断ソフトの管理と改良方針

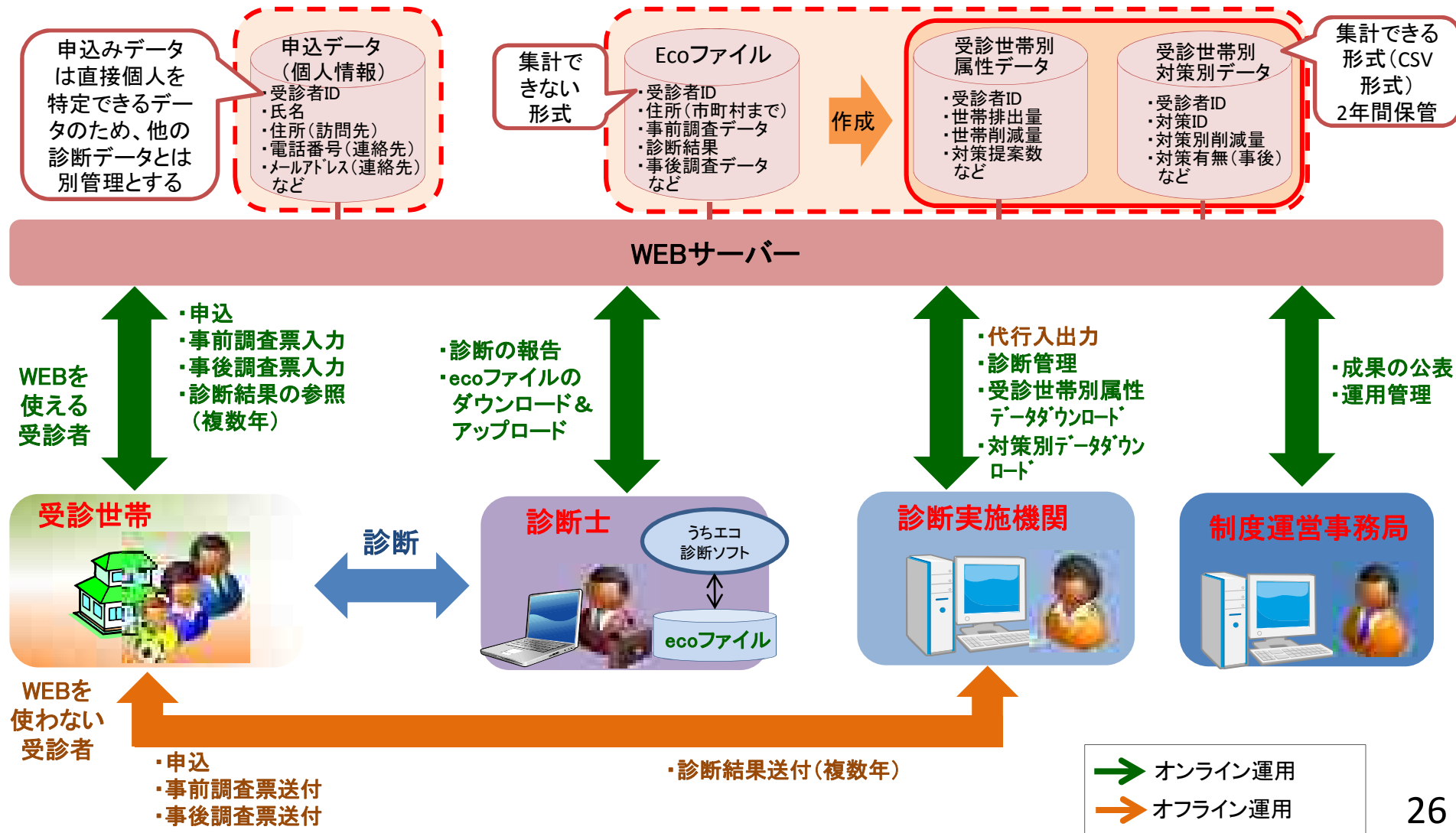
- うちエコ診断ソフトについては、制度運営事務局が管理・改良を行うことを想定。
- うちエコ診断ソフトの改良は、**改善要件を確認後、改良項目を検討しソフトの修正を行う。**



6. 実施支援システムによる診断データの 管理方針(案)

6. 実施支援システムによる診断データの管理方針

- 実施支援システムによる診断データの管理方針について以下に示す。
- 一般的にライフスタイルの転換期が約2年間程度であることから、受診者のデータは最長2年間保管し、診断実施後も診断結果の参照や再診断の申込みを可能とする。





7. 事業リスクに対する対応方針

7. 事業リスクに対する対応方針

- 事前対応策としては、体制整備(窓口の明確化、規程・運用フロー等)と手続きを周知(研修等にて)。
- 発生時の対応として、第三者機関の活用と事例周知による再発の防止を図る。

事業リスク	想定される事態		対応策	
			事前対応策	発生時の対応
苦情対応	・制度全般への苦情・意見		<ul style="list-style-type: none"> ・制度の見直し ・連絡体制の構築(窓口の明確化) ・実施体制における責任範囲の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制に沿った早急な報告と対応 ・事例集の作成 ・診断員の登録フローに基づき対応
	・倫理規定違反		<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規定の構築 ・更新研修における倫理規程の周知 ・連絡体制の構築(窓口の明確化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制に沿った早急な報告と対応 ・事例集の作成 ・認定の取り消し検討
	・消費者問題	・押売り ・特商法違反	<ul style="list-style-type: none"> ・対策支援実施者&機関の定義の明確化 ・対策支援手続きの構築(事前・移行) ・実施者&機関に対する更新研修での手続きの徹底 ・更新研修における消費者問題研修・事例紹介 ・連絡体制の構築(窓口の明確化、連携先の強化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制に沿った早急な報告と対応 ・第三者機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の弁護士会との連携 ○国民生活センターとの連携 ○消費生活センターとの連携 ○ADR認定機関※1との連携 ・認定取り消しの検討
		・対策支援(営業行為)時のトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・更新研修における手続きの周知 ・更新研修における消費者問題研修・事例紹介 ・違反に対する取り消し規程の明確化 ・連絡体制の構築(窓口の明確化、連携先の強化) 	
個人情報保護	・個人情報の漏えい		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護ガイドライン(※)に準拠した規程・運用フローの作成 ・実施者&機関に対する更新研修での手続きの徹底 ・管理システム(Web)のセキュリティの確保 <small>※環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(H21.12.10告示)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制に沿った早急な報告と対応 ・事例集の作成 ・認定取り消しの検討
	・個人情報の毀損			
試験問題の作成	・問題の事前漏洩		<ul style="list-style-type: none"> ・作成委員会でのお願い(委員名は秘匿) ・作成された問題の管理(印刷先への周知) ・試験監督官への周知(手順書の作成) 	・検討中

※1: ADR(Alternative* Dispute Resolution :「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき「裁判外紛争解決手続」を実施することを法務大臣により認証された機関。例として、国民生活センターや日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会等がある。

8. うちエコ診断データの活用方策

8-1. うちエコ診断で得られる診断データの整理



○ うちエコ診断で得られる診断データでは、個人情報に関して2つの留意すべき事項がある。

1. 診断データのうち、受診者の申込データは直接個人を特定できるデータのため、個人情報保護法に基づき、取り扱う必要がある。
2. 申込データ以外のデータも、個人を直接特定できる情報は含まれていないが、外部データと合わせて個人が特定されてしまう可能性がある。

(「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。「個人情報の保護に関する法律 第2条」より抜粋)

うちエコ診断における 診断データ

- (a) 受診世帯の申込みデータ
- (b) 世帯に関するデータ
- (c) 世帯の光熱費や家電等の使用状況に関するデータ
- (d) (b)(c)より算出した、家庭からのCO₂排出状況のデータ
- (e) 世帯における有効な対策と対策を実施することの効果に関するデータ

診断データの特性

個人を直接特定できる情報。いわゆる、「個人情報」。

個人を直接特定できる情報は含まれていないが、外部情報と突き合わせることによって、個人を特定できる可能性がある。
(「個人情報」になる可能性)

(平成25年12月10日
首相官邸第5回パーソナルデータに関する検討会
「技術検討ワーキンググループ報告書」より)

 個人情報保護法に基づき、適切に取り扱うことが必要。

8-2. 診断データの利活用にあたっての基本方針

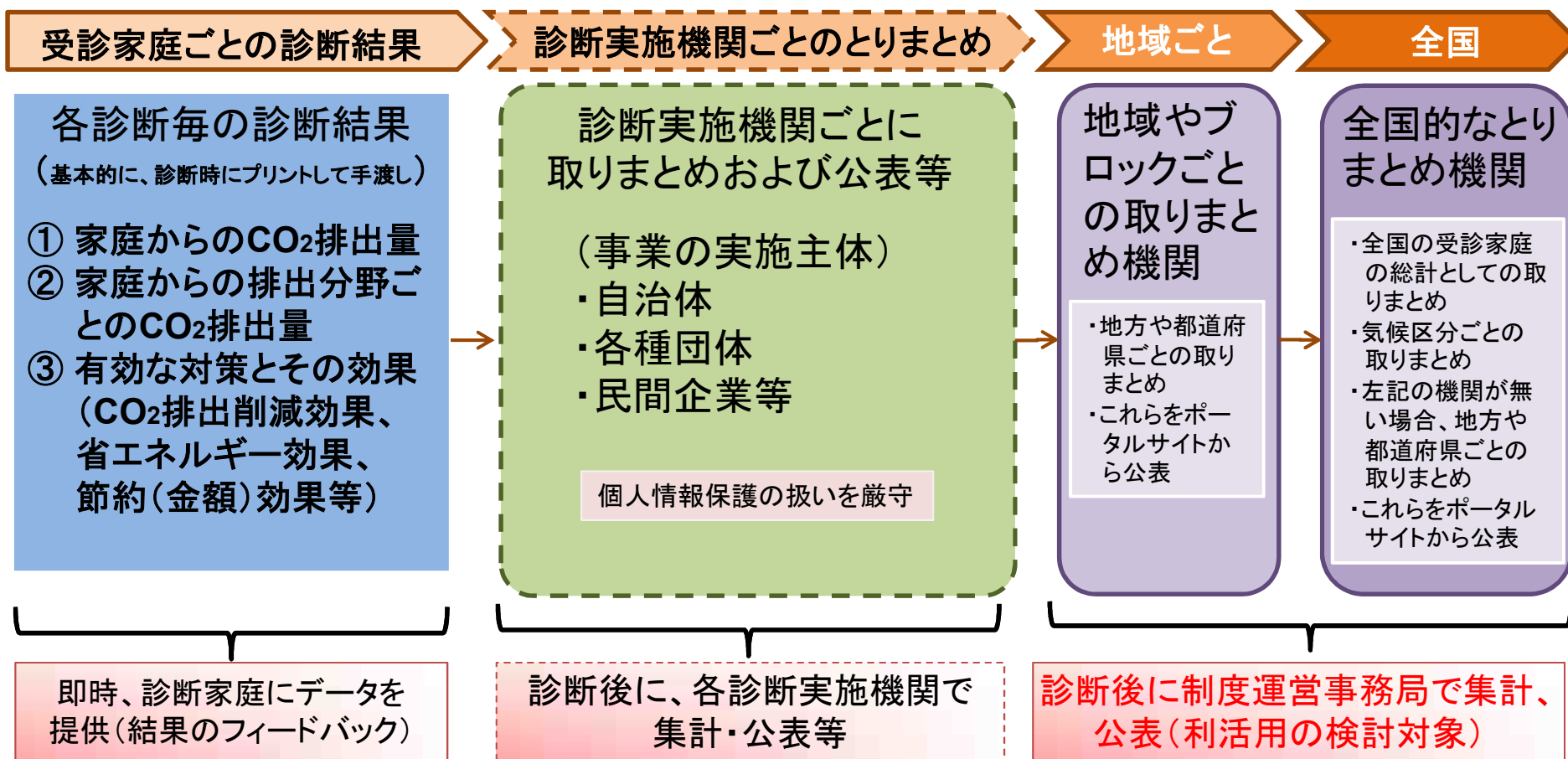
- 家庭エコ診断制度では、うちエコ診断で得られる診断データについては、個人を直接特定できる情報以外の診断データについても、外部情報と合わせて個人が特定される可能性があることから、制度運営事務局では、集計情報に限って公表することとし、現段階では個別データの公表・提供は行わない方針とする。
- 診断データの所有権を持つ診断実施機関では、データの取り扱いに関する受診者の合意のもと、個別に診断データの公表・提供の判断を行うことができるが、個人情報保護の観点から適切に取り扱うものとする。

基本方針

- ① (a) 受診世帯の申込みデータは、公表・提供しない。
- ② (b)～(e)の診断データは、制度運営事務局にて集計して公表を行う。(具体的な集計範囲および公表方法は5-5に示す)
※環境省および制度運営事務局は、二次利用者として診断実施機関から(b)～(e)診断データの提供を依頼することが必要。
- ③ (b)～(e)の診断データについては、個人を直接特定できる情報は含まれていないが、外部情報等と突き合わせることによって個人を特定できることから、制度運営事務局は個票データの公表・提供を現状では行わない。
- ④ 診断実施機関に対しては、個人情報の取り扱いや診断データの公表・提供に関しての注意事項を周知する。

8-3. 診断データの取りまとめイメージ

- 診断データのうち、(b)～(e)の診断データは、各診断実施機関ごとに診断実施した分の診断データに限ってダウンロードできるため、必要に応じて、これらのデータを活用して取りまとめおよび公表等を診断実施機関の責任において行うことができる。
- 制度運営事務局では、地域ごと、全国の集計を行い、8-4に示す様式にて公表を行う。



8-4. 診断データの集計範囲と公表方法

○ 公表するデータの集計範囲と公表方法(見せ方)の例を以下に示す。

利活用の目的	指標	集計範囲	公表方法(見せ方)の例
(a) 家庭部門における全国、地域および受診世帯属性ごとの排出実態や対策実施傾向の公表	<ul style="list-style-type: none"> 家庭からのCO₂排出量 家庭からの排出分野ごとのCO₂排出量 対策実施率 	<ul style="list-style-type: none"> 全国 地方別 都道府県別 気候区分別 	<ul style="list-style-type: none"> 受診世帯のCO₂排出量の平均値および合計値 分野ごとの排出割合のグラフ 実施率の高い対策のリスト化 戸建住宅と集合住宅でのCO₂排出量の平均値比較
(b) 家庭エコ診断の受診者募集	<ul style="list-style-type: none"> 家庭からのCO₂排出量および光熱費 受診世帯数 受診世帯の属性情報 	<ul style="list-style-type: none"> 全国 都道府県別 	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出削減量や光熱費削減量の平均値 受診世帯数の合計値 ワンポイントアドバイスツールの出力値(推定ベースデータへの反映)
(c) CO ₂ 排出削減量等の事業成果の公表	<ul style="list-style-type: none"> 受診世帯数 対策の実施によるCO₂排出削減量 対策実施率 	<ul style="list-style-type: none"> 全国 地方別 都道府県別 気候区分別 	<ul style="list-style-type: none"> 受診世帯数の合計値 みなしCO₂排出削減量 有効な対策内容と実施世帯数およびCO₂排出削減量のリスト(または散布図)



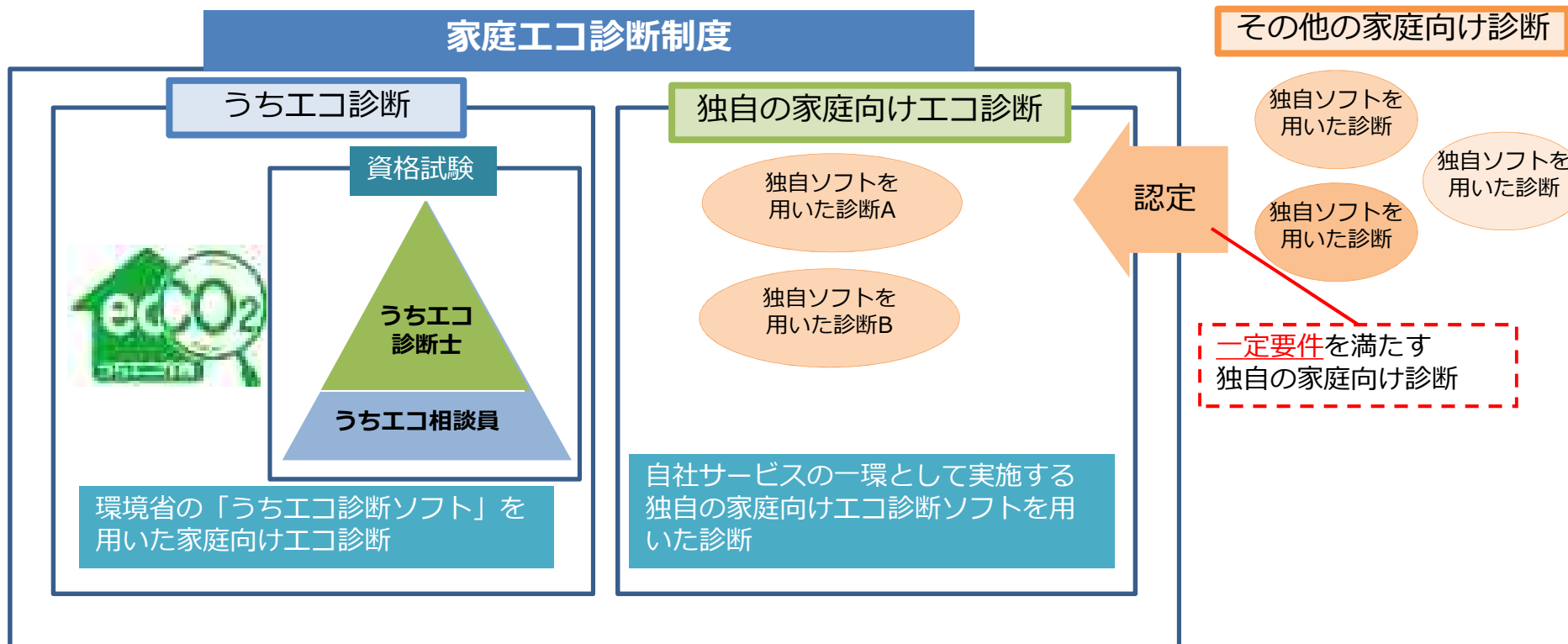
9. 独自診断の認定要件(案)

9-1. 独自の家庭向けエコ診断の認定



- 受診者数の拡大と対策提案の実行のためには、①顧客との間に多様な接点を有し、②様々なノウハウを通じて対策提案に繋げることが期待される民間企業等との創意工夫が不可欠である。
- 民間事業者による独自の家庭向けエコ診断を一定要件のもとに認定し、家庭エコ診断制度としてノウハウの共有や家庭エコ診断制度全体としての信頼性や普及を行う。

環境省 ガイドライン



9-2. 独自診断の認定要件①

○第2回検討会での指摘を受けて、独自診断の認定要件案を以下のように整理した。

項目	内容	備考(確認方法、内容等)
1. 独自診断認定の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭エコ診断制度の枠組みに参画しようとする場合、診断手法と運用管理体制の状況とともに、制度運営事務局の独自診断管理小委員会(仮称)あてに申請を行い、審査を受け、認定される必要がある ・審査項目は、家庭エコ診断制度独自診断実施要綱(仮称)に取りまとめ、これらを条件として独自診断管理小委員会(仮称)が判断をする ・これらの実施要綱に違反した場合や、申請内容に虚偽の記載があった場合には、家庭エコ診断制度としての認定を取り消す 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2. 認定の要件」に定める事項を確認するため、所定の申請書を提出すること。 ・申請書受付期間は年2回(1月及び8月)設ける。
2. 認定の要件	<p><事業要件></p> <p>独自の家庭向け診断を実施する者が受診家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専用ソフトを用いて、各家庭の年間エネルギー使用量や光熱費、住まいの気候や家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省CO₂・省エネ対策を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受診世帯における排出量が提示できること ②排出分野別の排出量または排出割合が提示できること ③排出分野別の削減対策とその削減量が提示できること ④診断に用いる主要なCO₂排出係数やロジック等の概要を公表すること <p><体制要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ①家庭エコ診断制度としての独自診断の中央事務局的な役割を理解し、管理体制を有していること ②独自診断の手法を理解し、その改善等を実施できること ③独自診断を実際に行う現場に対して、独自診断の支援・指導ができること ④独自診断の実施において、環境省が認定する家庭エコ診断制度のガイドラインを理解し、制度運営事務局との連携を図れること ⑤独自診断の実施にあたり、個人情報管理や消費者問題に対応することができること ⑥その他の苦情に対しても、窓口を設置して、適切に対処できること ⑦診断受診家庭の募集に対する普及戦略を立案し実施できること ⑧家庭エコ診断制度としての普及戦略の実施に関して、家庭エコ診断制度の制度運営事務局と連携を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> ①CO₂排出源の対象範囲は、住宅で用いるエネルギー(電気、ガス、灯油、自家用車等)とする。 ②排出分野は、家庭からのCO₂排出量に準じて、「暖房、冷房、給湯、キッチン、照明・家電製品、自動車」程度の詳細に分類されること。 ③削減量は、受診者の排出実態に応じて個別の数値が提示されること。 ④公表内容はCO₂排出係数、エネルギー量換算係数、料金単価、CO₂排出量・割合・削減対策の推定ロジックの概要とする。 <p>①、②、③</p> <p>✓診断実施体制：診断実施に必要な機能を満たす体制を構築すること。体制は中央事務局機能と診断実施機能に大別される。</p> <p>✓診断士選定・育成方法：一定の質を有する診断士を選定・育成すること。</p> <p>④、⑧ 家庭エコ診断制度の内容を十分に理解、また趣旨に賛同いただくこと。</p> <p>⑤ 個人情報管理及び消費者問題対策に関する体制について特に重点を置いて構築すること。</p> <p>⑥ 受診者窓口の組織名、連絡先を確認すること。</p> <p>⑦ 受診者の増大につながる普及戦略を立案すること。</p>

9-2. 独自診断の認定要件②

項目	内容	備考(確認方法、内容等)
2. 認定の要件	<p><運用要件></p> <p>① 中立的な診断の実施と倫理規定の遵守</p> <p>② 個人情報の適切な管理</p> <p>③ 消費者問題への適切な対応</p> <p>④ 上記以外に関する受診者等対応(独自診断手法そのものに対する問合せ等含む)</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中立的な診断実施に関する基本方針 ✓ 診断士育成の際の中立的な診断の認知・実践に関する教育の実施状況 ✓ 事業広報の際の家庭エコ診断制度の名称や広報ツール等の利用方法(及び今後新たに利用する際の事前確認方法) ✓ 認定診断と他の診断との違いの明確化 ✓ 診断ソフトの内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断ソフトで用いる主要なCO₂排出係数やロジック等が診断実施主体に不当に有利に、もしくは競合する主体に不当に不利に設定されていないこと。 ・ 診断ソフトの削減対策のメニューが診断実施主体に関係する対策に不当に偏っていないこと、もしくは競合する主体に関係する対策が不当に少なく設定されていないこと。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令遵守 : 個人情報保護法及び関連する法律・条例・ガイドライン等を遵守すること ✓ 診断プロセス : 診断前→診断→対策支援(営業行為)→診断後のプロセス全体と各プロセス内容の中で、個人情報保護対策が担保されていること ✓ その他 : 情報取得内容・方法、受診者への個人情報取得に関する告知事項、情報管理方法・安全対策が適切であること <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令遵守 : 特定商取引法及び関連する法律・条例・ガイドライン等を遵守すること ✓ 診断プロセス : 診断前(募集、事前情報の取得)→診断(対面での診断実施)→対策支援(営業行為)→診断後(対策実施情報の取得)のプロセス全体と各プロセス内容の中で、消費者問題対策が担保されていること ✓ その他 : 対策支援(営業行為)がある場合の実施に関する同意取得方法(書面取得、その他の方法)が適切であること <p>④環境省が認定する家庭エコ診断における独自診断の位置づけについて理解し、認定された診断について適切に説明できる者を配置すること。</p>
	<p><実施要件></p> <p>① 一定の診断を継続的に実施すること。</p> <p>② 診断件数および削減効果についての取りまとめ結果の報告を行うこと。</p>	<p><実施要件>①～②について、以下のように定める</p> <p>①一定の診断件数の目安は、年間100件以上とする。</p> <p>②年間の診断件数及び、診断によるCO₂削減効果を年度末に報告すること。CO₂削減効果は、診断後一定期間経過後に受診者に対して調査を行い把握するものとする。調査はサンプリング調査でも可とする。報告される数値の信頼性については各社が説明責任を負うものとする。</p>